

構造改革特別区域基本方針(評価時期関連部分抜粋)

2. 構造改革の推進等のために政府が実施すべき施策に関する基本方針

(3) 評価に関する基本方針

③ 評価時期の設定

評価時期は一律に定めるのではなく、特区において適用が見込まれる時期、その効果が判明することが見込まれる時期等を踏まえ、規制の特例措置ごとに設定するものとする。

そのため、規制所管省庁の長は、規制の特例措置について、適用される構造改革特別区域計画が初めて認定された場合には、当該構造改革特別区域計画における目標、特定事業の内容、開始の日等を踏まえ、当該構造改革特別区域計画の認定から1か月以内に、調査スケジュールを作成し、本部に提出しなければならない。

評価・調査委員会は、規制所管省庁から提出された調査スケジュールを踏まえ、必要に応じて規制所管省庁から意見を聴取した上で、規制の特例措置の評価時期を検討し、本部長に意見を提出するものとする。

本部は、評価・調査委員会の意見を踏まえ、規制の特例措置の評価時期を決定するものとする。